

# 平成27年第2回東洋町議会定例会会議録

(第 1 号)

平成27年6月11日(木)

東洋町議会

余 白

## 平成27年第2回東洋町議会定例会会議録

招 集 場 所 東洋町役場 議会議場  
開 会 平成27年6月11日(木) 午前9時00分宣告  
出 席 議 員 (9名)  
議長 今宮 裕明 君 副議長8番 西岡 尚宏 君  
1番 福島 登 君 2番 平山 照生 君  
3番 高島 俊彦 君 4番 小松 熙 君  
5番 武山 裕一 君 6番 小野 正路 君  
7番 田島毅三夫 君

欠 席 議 員 (0名)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため、会議に出席した者の職、氏名

町 長 松延 宏幸 君  
副 町 長 大坂 哲也 君  
会 計 管 理 者 川田真由美 君  
教 育 長 奈良崎幸一 君  
総 務 課 長 光本 速雄 君  
税 務 課 長 安岡 良仁 君  
住 民 課 長 光本 孔士 君  
産 業 建 設 課 長 伊吹真貴博 君  
教 育 次 長 藤村明美智 君  
地 域 包 括 支 援  
セ ン タ ー 事 務 局 長 蛭子 浩久 君  
総 務 課 長 補 佐 欠 席  
総 務 課 長 補 佐 長崎 正仁 君  
産 業 建 設 課 長 補 佐 小池 昭平 君  
代 表 監 査 委 員 欠 席

本会議に職務のため、出席した者の職、氏名

議会事務局長 生松 克祐  
事務局職員 原田 容子

議 事 日 程

別紙のとおり

議事のでんまつ

別紙のとおり

会議録署名議員

7番 田島 毅三夫 君 8番 西岡 尚宏 君

平成27年第2回東洋町議会定例会議事日程

(第 1 号)

平成27年6月11日(木) 午前9時00分開議

- [日程第1] 会議録署名議員の指名
- [日程第2] 会期の決定
- [日程第3] 議案第28号 専決処分事項「東洋町税条例等の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第4] 議案第29号 専決処分事項「東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第5] 議案第30号 専決処分事項「東洋町介護保険条例の一部を改正する条例」の承認を求めることについて
- [日程第6] 議案第31号 専決処分事項「平成26年度東洋町一般会計補正予算(専決第2号)」の承認を求めることについて
- [日程第7] 議案第32号 専決処分事項「平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(専決第1号)」の承認を求めることについて
- [日程第8] 議案第33号 東洋町介護保険条例の一部を改正することについて
- [日程第9] 議案第34号 平成27年度東洋町一般会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第10] 議案第35号 平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて
- [日程第11] 議案第36号 平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)を定めることについて

- [日程第12] 同意第1号 東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて
- [日程第13] 同意第2号 教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて
- [日程第14] 報 告 平成26年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書

余 白

平成27年第2回東洋町議会定例会 平成27年6月11日 木曜日  
議事のてんまつ

議長

(今宮 裕明議長)

おはようございます。ただいまの出席議員は全員であります。

これより、平成27年第2回東洋町議会定例会を開会します。

(開会時間:9時00分)

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布したとおり、会議録署名議員の指名、会期の決定の他、議案として、専決処分事項条例3件及び補正予算2件、条例1件、補正予算3件、人事2件、報告1件の計12件であります。

日程に入るに先立ちまして、諸般の報告を行います。

まず、地方自治法第235条の2第3項の規定により監査委員から、平成27年2月から4月分の例月出納検査の結果報告について、お手元に配布のとおり提出されております。

また、地方自治法第199条第9項、第242条第4項の規定により、4月13日付け、住民監査請求に対する報告書について、お手元に配布のとおり提出されております。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

日程に入る前に、町長から行政報告について発言の申出がありましたので、これを許します。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

おはようございます。本日、平成27年第2回定例会を招集致しましたところ、議員各位におかれましては、大変ご多忙のところ、ご参集を賜りまして、誠にありがとうございます。

本定例会での提出議案でございますが、専決事項の承認案件5件、平成27年度の補正予算案3件、条例改正案1件、人事案件2件、報告事項1件まで、併せまして12件となっております。適正なご審議とご決定をお願いを申し上げます。

提案理由に先立ちまして、若干の行政報告を申し上げます。

最初に、先の選挙におきましては、皆様方から大変、大きなご支援を賜り

ましたことに厚く感謝を申し上げます。町政継続の判断を多くの町民の方々のご支援とご協力によりまして付託をいただきましたことにつきまして、その責務の重大さを新たな気持ちで受け止めているところでございます。今後とも引き続き、皆様方のご指導、ご鞭撻をお願いを申し上げます。

昨年1月12日にオープンをすることができました再建海の駅でございますが、平成26年度1年間の決算見込みについてご報告申し上げます。

売上累計額は、1億4200万円、利用来客数は、延べ15万7800人となっております。必要経費を差し引いた収支は、495万円余の黒字となっております。これも町民の皆様方のご理解とご協力によるものと思っております。

本年度からは、更に趣向も含めまして販路の開拓等、バージョンアップを図っていく必要がございます。町内既存店舗との共存共栄を前提として、新たな取組も含めまして、地域経済の活性化に寄与していく方向で、また、本町振興の拠点施設の1つとして、地産外商への強化を図っていく運営を目指して参りたいと考えております。

4月1日からスタート致しました2割増しの地域振興プレミアム商品券でございますが、5月19日に完売となっております。今回の補正予算では、子育て世帯への支援策の一環として、18歳未満の子供を有する世帯に、子供1人につき8割増しの商品券発行を予算計上を致しております。予算可決後には、直ちに執行できるように準備をしているところでございます。

次に、高規格道路への取組でございますが、阿南安芸自動車道のうち、徳島県と県境を貫きます牟岐から野根までの24キロ区間については、計画段階評価を終え、本年4月9日に国土交通省本省におきまして、高規格道路建設方針が国直轄事業として正式決定が発表されております。27年度には、都市計画決定と環境アセスメントを進めるための調査、詳細ルート調査を経て、事業化決定となる運びとなっております。また、野根と甲浦にはインターチェンジを建設する計画案も決定されておるところであります。また、野根から北川村安倉の13キロ間のルートにつきましては、国と高知県が協力をして計画段階評価を継続するとのこととなっているところでございます。

また、本年10月は、5年に一度の国勢調査の年となっております。町の人口は、本年5月末では2754人となっております。5年前の平成22年の国勢調査では、2947人でしたので、4年半余りで193人の減少ということになっております。65歳以上の高齢者比率は、45.57パーセントとなっております。



本町も多くの課題を抱えておりますけれども、防災対策や子育て支援、高齢者対策も大きな課題でございます。地方創生に向けまして、若い方々が1人でも定住できる環境整備にも取り組まなければなりません。行政組織も、その運営も、町内外からも信頼される組織として、更なる努力が必要であると考えるところであります。

皆様、ご承知のとおり、4月29日からは東部博覧会が開催をされております。5月29日には、尾崎県知事の対話と実行行脚も、町民の方々のご協力により無事、終了することができました。30日には、西日本サーフィン大会と八代亜紀のライブイベントも実施をされまして、6月3日からは、5日間の日程でプロサーフィン世界大会予選が17年ぶりに生見ビーチで実施をされたところでございます。

地域の活性化のために、本年も多くの諸行事や情報発信、施策の展開に取り組んで参りますけれども、平成27年度も財政状況を慎重に見極めた行政運営を余儀なくされる状況でございます。議員各位の一層のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

最後となりますけれども、この1期4年間ですね、私の短所と言いますか、欠点を補完する形で補佐的役割に徹していただきまして、更には、私の再選に至るまでしっかりと支えていただきました大坂副町長でございますが、本月16日の任期満了をもって退任をすることをご報告申し上げなければなりません。本議会最終日には、ご本人からの退任あいさつもあろうかと思っておりますけれども、本町の過去からの町政におきまして、しばらくと言いますか、長期間に及んで副町長や助役が議会同意から任期満了での退任を迎えるという情勢ではなかったのではないかと理解をし、記憶もするところでございます。全職員が同様に大変、残念な思いでいるところでございますけれども、就任要請後から今日までの間、特にですね、県との関係や近隣市町村との関係改善、修復に尽力をいただいていたわけでございます。これまで培ってきた職員時代の人脈をですね、最大限に活かしていただき、その配慮の結果と致しまして、この4年間で町政の再構築が実現できたのではないかと実感を致しております。改めて過去からの諸問題、また就任当時の状況や、この4年間の1つ1つの場面を思い起こしております。

続投はかないませんが、心から感謝と御礼を申し上げます。また、行政に携わる者は日々、継続して現状に対処していかなければならないという現実もあるわけでございます。このことも含めまして、全職員が冷静に受け止めていかなければなりません。現在の人材で職員各自の年代的、世代的な自覚を促しつつ、1日でも早い段階での人事体制づくりと新陳代謝を

考慮した人材育成に努めていかなければなりません。

ご本人にはゆっくりと、また、十分な休養と体調管理をしていただきまして、普通の行政を普通に継続していくために、今後ともご指導、ご助言をいただきますようお願いを申し上げます。

様々な想いにつきましては、言葉足らずでありますことを各議員の皆様方にもご理解をお願い申し上げまして、本日の定例会開会におけます行政報告とさせていただきます。

議長

(今宮 裕明議長)

町長の行政報告が終わりました。

日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員は、議会会議規則第126条の規定により、7番、田島毅三夫君、並びに8番、西岡尚宏君を指名します。

日程第2、会期の決定の件を議題とします。

議会運営委員会で検討されておりますので、委員長の報告を求めます。

高島議会運営委員長。

議会運営委員長

(高島 俊彦議会運営委員長)

皆様、おはようございます。

それでは、平成27年第2回定例会議会運営委員会の報告を行います。

6月8日に議会運営委員会を開催し、本定例会の会期並びに運営等について協議致しました結果、本定例会の会期は、本日から6月15日までの5日間とする。

運営につきましては、本日の開会日に提出者から提案理由の説明を受け、11日の本会議散会後から委員会及び議案審査のための休会、15日に再開し、審議、採決のあとに一般質問を行う。また、議案質疑は一問一答方式の時間制とし、議案全体で1人1時間以内、答弁者も1時間以内とする。なお、人事案件については、質疑、討論を省略し、直ちに審議、採決とする。

次に、反問権を試験的に導入するものとし、質疑、質問に対して、執行部側に反問権を与えることとする。なお、反問権については、質疑、質問回数及び時間は含めないものとする。

一般質問の通告期限は12日金曜日正午まで、議案質疑の通告期限は

12日金曜日午後3時までとする。

最低賃金の大幅引き上げ、全国一律の最低賃金制度を求める意見書採択要望書の継続審査は産業建設常任委員会へ、2016年度地方財政確立に向けた地方自治法99条に基づく議会採決、安全保障関連法案の制定の中止を求める意見書提出を求める陳情書、先生のいない教室・教職員不足を解消するために、臨時教職員・正教職員確保のための一層の施策充実を求める陳情書、国の責任による35人以下学級の前進を求める陳情書、国の教育予算を増やして高校無償化を復活し、給付制奨学金の確立を求める陳情書、大学生への給付制奨学金創設を求める陳情書、特別支援学校の設置基準策定を求める陳情書については、総務教育民生常任委員会へそれぞれ付託する。

以上のように決定しました。

これで、議会運営委員会の報告を終わります。

議長

(今宮 裕明議長)

議会運営委員長の報告が終わりましたので、ここでお諮りします。ただいまの委員長の報告のとおり、本定例会の会期は、本日から6月15日までの5日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、会期は、本日から6月15日までの5日間と決定しました。

日程第3、議案第28号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについての件から、日程第11、議案第36号、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについてまでの9件をこの際、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

直ちに提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

それでは、ご提案を申し上げます。

議案第28号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについてでございます。標記の件について緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求める。平

成27年6月11日提出でございます。

続きまして3ページでございます。議案第29号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてでございます。標記の件について緊急を要したので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成27年6月11日提出でございます。

提案理由でございます。議案第28号、専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めるとについて及び議案第29号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めるとについての2件は、一括してご説明致します。

今回の改正は、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が、平成27年3月31日に公布されたことに伴いまして、東洋町税条例等の一部改正を3月31日に、東洋町国民健康保険税条例の一部改正を4月1日に専決処分をさせていただいております。なお、内容につきましては税務課長が説明を致します。

続きまして、5ページでございます。議案第30号、専決処分事項、東洋町介護保険条例の一部を改正する条例の承認を求めるとについてでございます。標記の件について緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成27年6月11日提出でございます。

提案理由でございます。今回の改正は、厚生労働省から、低所得者の第1号被保険者の保険料軽減強化に係る対応策が示されたことに基づきまして、平成27年4月1日から対応できるように、専決処分させていただいております。なお、内容につきましては地域包括支援センター事務局長が説明致します。

議案第31号でございます。専決処分事項、平成26年度東洋町一般会計補正予算専決第2号の承認を求めるとについてでございます。標記の件について緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙、専決処分書のとおり処分したので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求めます。平成27年6月11日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ5789万7千円を減額を致しまして、歳入歳出の総額をそれぞれ28億5114万7千円と定め、平成27

年3月31日に専決処分をさせていただいております。歳入では3月定例会後に、交付決定のありました地方譲与税、地方交付税及び各交付金や財産収入を追加致しまして、国庫支出金、県支出金、繰入金などを減額調整しております。歳出では、総務費の総務管理費を追加し、国民健康保険事業特別会計事業への繰出金、障害者扶助費、農業委員会報酬費、教育費のふるさと育英創生資金貸付金、公債費などを減額を致しております。なお、内容については総務課長が説明致します。

議案第32号でございます。専決処分事項、平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、専決第1号の承認を求めることについてでございます。標記の件については緊急を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙専決処分書のとおり処分をしたので、同法第3項の規定により報告し、議会の承認を求め、平成27年6月11日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ、2千900万円を減額を致しまして、歳入歳出の総額を、それぞれ、6億3667万5千円と定め、平成27年3月31日に専決処分をさせていただいております。

歳入では、国庫支出金、県支出金を追加し、繰入金を減額を致しております。歳出では、保険給付費、予備費を減額致しております。なお、内容につきましては住民課長が説明を致します。

議案第33号でございます。東洋町介護保険条例の一部を改正することについてでございます。東洋町介護保険条例の一部を別案のとおり改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求め、平成27年6月11日提出でございます。

提案理由でございます。今回の改正は、議案第30号で専決処分させていただきました東洋町介護保険条例の一部を改正する条例を、国から平成27年4月10日付けで交付されました関係政令等に基づき、一部文言を改正するものでございます。なお、内容につきましては地域包括支援センター事務局長が説明を致します。

続きまして、12ページでございます。議案第34号、平成27年度東洋町一般会計補正予算、第1号を定めることについてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度東洋町一般会計補正予算、第1号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求め、平成27年6月11日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ2千279万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、26億597万5千円とするものでござい

ます。

歳入では、地方交付税、国庫支出金、県支出金、諸収入を計上しております。歳出の主なものと致しましては、集会所の修繕費、臨時福祉給付システム改修委託料、介護保険事業特別会計操出金、子育て世帯支援事業委託料、町道改良工事費などを計上致しております。なお、内容につきましては総務課長が説明を致します。

議案第35号でございます。平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号を定めることについてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成27年6月11日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ222万6千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、7億1268万7千円とするものでございます。

歳入では、国庫支出金、繰入金を増額を致しております。歳出では、総務費の人件費、保健事業費を追加をしております。なお、内容につきましては、住民課長が説明を致します。

議案第36号でございます。平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第1号を定めることについてでございます。地方自治法第218条第1項の規定により、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算、第1号を別案のとおり定めることについて、議会の議決を求める。平成27年6月11日提出でございます。

提案理由でございます。歳入歳出それぞれ4万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ、5億7965万円とするものでございます。

歳入では、保険料を減額し、繰入金を増額を致しております。歳出では、総務費の介護認定審査費を増額を致しまして、包括的支援事業費を減額をしております。なお、内容につきましては地域包括支援センター事務局長が説明を致します。

以上でございます。よろしく申し上げます。

議長

(今宮 裕明議長)  
安岡税務課長。

税務課長

(安岡 良仁税務課長)

おはようございます。私の方からは、議案第28号、議案第29号を一括してご説明を致します。

それでは、議案第28号でございます。専決処分事項、東洋町税条例等の一部を改正する条例の承認を求めることについて、ご説明を致します。

今回、地方税法等の一部改正に伴い、本町の税条例の一部改正をこの3月31日に専決処分をさせていただいております。税条例の改正条文につきましては、別添の議案関係資料の1ページから19ページまでとなります。改正条文が19枚にまたがっておりますので、条文ごとのご説明ではなく、添付しております税務課資料、A4の横ですけれども、それに基づきまして主な改正内容についてご説明を致します。

(税務課資料、議案関係資料に基づき説明)

続きまして、議案第29号、専決処分事項、東洋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてご説明を致します。

国保税条例につきましても、地方税法等の一部改正に伴い、4月の1日に専決処分をさせていただいております。国保税条例の改正条文につきましては、議案関係資料の20ページから22ページとなります。

(税務課資料、議案関係資料に基づき説明)

議長 (今宮 裕明議長)

蛭子浩久地域包括支援センター事務局長。

包括支援センター事務局長 (蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

私の方からは、議案第30号、専決処分事項、東洋町介護保険条例の一部を改正する条例の承認を求めることについてご説明を致します。

議案関係資料の23ページと新旧対照表の47ページをお願い致します。

(議案関係資料、新旧対照表に基づき説明)

議長 (今宮 裕明議長)

光本速雄総務課長。

総務課長 (光本 速雄総務課長)

それでは、議案第31号、専決処分事項、平成26年度東洋町一般会計補正予算、専決第2号について説明を致します。今回補正専決では、歳入歳出それぞれ5789万7千円を減額をして、歳入歳出の総額をそれぞれ28億5114万7千円とするものであります。8ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

- 議長 (今宮 裕明議長)  
光本孔士住民課長。
- 住民課長 (光本 孔士住民課長)  
それでは、議案第32号、専決処分事項平成26年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算専決第1号について説明を致します。  
規定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2900万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億3667万5千円とするものです。8ページをお願いします。  
(予算書に基づき説明)
- 議長 (今宮 裕明議長)  
蛭子浩久地域包括支援センター事務局長。
- 地域包括支援センター事務局長 (蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)  
続きまして議案第33号、東洋町介護保険条例の一部を改正することについてご説明を致します。議案関係資料の24ページと、新旧対照表の48ページをお願い致します。新旧対照表を見ていただくと分かりやすいかと思えます。  
(議案関係資料、新旧対照表に基づき説明)
- 議長 (今宮 裕明議長)  
光本速雄総務課長。
- 総務課長 (光本 速雄総務課長)  
議案第34号、平成27年度東洋町一般会計補正予算、第1号について説明を致します。  
今回の補正予算は、歳入歳出それぞれ2279万8千円を追加し、歳入歳出の予算の総額をそれぞれ26億597万5千円とするものであります。11ページをお願いします。  
(予算書に基づき説明)
- 議長 (今宮 裕明議長)  
暫時、休憩します。再開は(10時)25分に再開します。



(休憩時間:10時13分)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

(再開時間:10時25分)

光本孔士住民課長。

住民課長

(光本 孔士住民課長)

議案第35号、平成27年度東洋町国民健康保険事業特別会計補正予算、第1号についてご説明致します。

規定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ222万6千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億1268万7千円とするものです。8ページをお願いします。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

蛭子浩久地域包括支援センター事務局長。

地域包括支援センター事務局長

(蛭子 浩久地域包括支援センター事務局長)

続きまして、議案第36号、平成27年度東洋町介護保険事業特別会計補正予算第1号を定めることについて、ご説明を致します。

補正案では、歳入歳出それぞれ4万6千円を減額し、総額を歳入歳出それぞれ5億7965万円としております。予算書の8ページをお願い致します。

(予算書に基づき説明)

議長

(今宮 裕明議長)

以上で、一括議題とした提出案件の説明が全部終わりました。

日程第12、同意第1号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件を議題とします。直ちに、提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

同意第1号でございます。東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについて。次の者を固定資産評価審査委員会の

委員に選任したいので、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めます。平成27年6月11日提出でございます。住所は、安芸郡東洋町大字野根乙217番地1、氏名は山崎雄史氏でございます。生年月日は、昭和26年10月16日生まれ、任期でございますが、平成27年6月24日から平成30年6月23日ということになっております。

提案理由でございます。平成27年6月23日で固定資産評価審査委員会委員の山崎委員が任期満了となります。引き続き山崎委員を選任したいと存じますので、よろしくお願いを致します。

経歴につきましては、裏面のとおりでございます。ご参照を願います。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりました。本案については、質疑、討論を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。(自席より、なしと発言あり)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

これより、同意第1号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件を採決します。この採決は、無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。ただいまの出席議員は8名であります。議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に3番、高島俊彦君、並びに4番、小松熙君を指名します。投票用紙を配布させます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。(自席より、なしと発言あり)配布漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。異常なしと認めます。これより投票に入ります。1番議員より、順次、投票願います。投票漏れはありませんか。(自席より、なしと発言あり)投票漏れなしと認めます。投票を終了します。開票を行います。3番、高島俊彦君、並びに4番、小松熙君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数8票、うち有効投票8票、無効投票0票であります。有効投票中、賛成8票、反対0票。以上のとおりであります。

よって、同意第1号、東洋町固定資産評価審査委員会の委員の選任につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第13、同意第2号、教育委員会の委員の任命につき同意を求め

ことについての件を議題とします。直ちに、提出者の説明を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

同意第2号でございます。教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについて。次の者を教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求める。平成27年6月11日提出でございます。住所は、安芸郡東洋町大字河内31番地1、氏名は、廣田祐輔氏でございます。生年月日は、昭和35年2月16日生まれでございます。任期は、平成27年8月26日から平成29年8月25日までとなっております。

提案理由でございます。平成27年8月25日付けで、廣田委員が任期満了となります。引き続き、廣田祐輔氏を教育委員会の委員に任命したいと存じますので、よろしく願いを致します。経歴につきましては、裏面のとおりでございますので、ご参照を願います。よろしく願い致します。

議長

(今宮 裕明議長)

提出者の説明が終わりました。本案については、質疑、答弁を省略し、直ちに採決することにご異議ありませんか。(自席より、なしと発言あり)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。これより、同意第2号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件を採決します。この採決は、無記名投票をもって行います。議場の閉鎖を命じます。ただいまの出席議員は8名であります。議会会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、武山裕一君、並びに6番、小野正路君を指名します。投票用紙を配布させます。本案を可とする諸君は賛成と、否とする諸君は反対と記載願います。なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、議会会議規則第84条の規定により、否とみなすことになっております。

投票用紙の配布漏れはありませんか。(自席より、なしと発言あり)配布漏れなしと認めます。投票箱を改めさせます。異常なしと認めます。これより投票に入ります。1番議員より、順次、投票願います。投票漏れはありませんか。(自席より、なしと発言あり)投票漏れなしと認めます。投票を終了します。開票を行います。5番、武山裕一君、並びに6番、小野正路君、立会いをお願いします。

投票の結果を報告します。投票総数8票、うち有効投票8票、無効投票0

票であります。有効投票中、賛成8票、反対0票。以上のとおりであります。

よって、同意第2号、教育委員会の委員の任命につき同意を求めることについての件は、同意することに決定しました。

議場の閉鎖を解きます。

日程第14、報告、平成26年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書について報告を求めます。松延町長。

町長

(松延 宏幸町長)

報告事項でございます。平成26年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書。地方自治法施行令第146条第2項の規定により、平成26年度東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書についてご報告を致します。翌年度への繰越額につきましては、2億4181万9千円となっております。なお、内容につきましては、別紙のとおり東洋町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおりでございますので、ご参照をお願い致します。以上でございます。

議長

(今宮 裕明議長)

報告が終わりました。

以上で、本日の議事日程は全部、終了しました。

ここでお諮りします。冒頭の議会運営委員長の報告のとおり、11日、本会議散会后から14日は休会とし、審議、採決並びに一般質問のため、15日午前9時から再開したいと思います。これにご異議ありませんか。(自席より、異議なしと発言あり。)異議なしと認めます。よって、さよう決しました。本日は、これにて散会します。どうもお疲れさまでした。次の本会議は15日、午前9時から議会放送を致します。これにて議会放送を終了致します。

(散会時間:10時45分)